

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

209-10
04/5/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

特集 モデル 非核地帯条約

4月28日、NPT(核不拡散条約)再検討準備委員会が開催されているニューヨーク国連本部において、ピースデポはモデル「東北アジア非核兵器地帯条約」を提案するワークショップを開催した。韓国のNGO「韓半島平和ネットワーク(CNPK)」との共催であった。昨年のジュネーブに続くワークショップであるが、今回はモデル条約を用意して議論することが両団体で合意され、梅林が起草することになった。起草した第1案は韓国に送られ、CNPK関係の専門家の間でも予備的な討論が行われた。一部の修正を経た第3案が、ニューヨークでの討論資料となった。第3案の全文に注をつけて本誌の付録として添付した。

モデル条約の冒頭に書いたように、この草案はあくまでも「たたき台」であり、今後多くの市民や専門家の討論によって改善されてゆくことを期待して作成された。

特集1

東北アジア非核兵器地帯 モデル条約 ができた!!

ニューヨーク国連本部 でワークショップ

モデル条約の意義

ピースデポでは、これまで、現存する非核兵器地帯条約について詳しく比較検討し、東北アジアにおける諸条件を考察してきた。梅林が、最初に概念的な条約の構成を提案したのが1996年である。今回、日韓市民が、モデル条約作り挑戦したわけであるが、モデル条約を作成することの意義は何だろうか。次の三つを挙げることができる。

第一に、「隙間のない」条約の形に仕上げることによって、全体の統一性を保ちつつ、さまざまな観点から出される争点を抽出し、検討することが可能になる。

第二に、東北アジアの地域市民が、東北アジア非核地帯がどのようなものであるかに関して、より正確に理解し、その重要性和現実性を確信するための手助けとなる。

第三に、政府関係者や議員が行動を起こすために利用可能な基礎資料となる。国内的、国際的なロビー活動の有力な材料になる。

以下では、モデル条約の主な特徴を解説するとともに、残された主な課題に触れておきたい。付録のモデル条約を参照しつつ、読んでいただきたい。

「スリー・プラス・スリー」六か国条約
他の条約にはないこのモデル条約の特徴の第一は、

今号の内容

【特集】モデル「非核地帯条約」 付録:モデル条約(案)

ワークショップ/非核地帯構想と海
/世界平和アピール七人委員会の
声明/日本の非核地帯への外交
努力は「D」/中国の不拡散方針

ニューヨークNPT会議の報告
NATO「東方拡大」の隠された動機
「不拡散」安保理決議採択

【検証】有事法案 国会ウォッチ
被団協声明:石破防衛庁長官に抗議

三つの非核国と三つの核兵器国よりなる六か国条約となることである。従来の私たちの「スリー・プラス・スリー」案では、条約本体を非核三か国で構成し、その議定書に核兵器保有の三か国が参加するという構想であった。いずれの案にも一長一短があるが、モデル条約には、六か国条約を採択した。

モデル条約第1条(定義)にあるように、ここでは、日本、韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の領域(領土、領海、領空など)を非核地帯とし、条約加盟国は地帯内国家(上記三か国)と近隣核兵器国(米、ロ、中の三か国)に大別される。

そして、地帯内国家が非核国家としての基本的義務を負い(第3条1(a)(b))、近隣核兵器国はそれを尊重し、地帯に「核攻撃・攻撃の威嚇をしない(消極的安全保証)という基本的義務を負う(第3条2(a)(b))。これがモデル条約の眼目である。

消極的安全保証が条約本体に入ることによって、北朝鮮や日本は、懸念される国からの保証を得られないまま条約を成立させ、その後に議定書による安全の保証を待つという条約より先、同時に安全の保証が得られる利点を感じるであろう。それだけ条約の魅力が増し、実現を速めることにつながる。一方、どわけ米国が北朝鮮に安全の保証を与えることに時間がかかるとすると、この構想では条約の成立そのものが難航することになる。まず三か国で条約を成立させる方が容易であるとするならば、その利点を失うことになる。

国際情勢の動きの中で、より実現性の早い道を選べばよい。

「核の傘」の放棄

他の非核地帯条約にはないモデル条約の特徴の第二は、地帯内国家にいわゆる「核の傘」の放棄を義務づけていることである(第3条1(c))。現在のオーストラリアのように、南太平洋非核地帯の中にありながら米国の核抑止力に依存する国防方針を持っている状態が許されると、東北アジア非核地帯では緊張緩和の効果が半減する。つまりこの条項がなければ、日本は、理論上、非核地帯条約下においても中国やロシアの大規模通常戦力による攻撃に対して、米国の核抑止力に依存する政策を持つことが可能である。

しかし、この状態は、実は日本のNPT上の義務違反になる。2000年のNPT合意では「安全保障政策における核兵器の役割の縮小」に加盟国全てが合意した。にもかかわらず、非核地帯下で核抑止力依存を温存するとすれば、「非核攻撃に対して核兵器使用」を想定していることになり日本が「防衛計画の大綱」において「核兵器の脅威に対して米国の核抑止力に依存する」とした限定的な位置づけを変更し、核兵器の役割を拡大することになる。このようなNPT合意への逆行は、地域の緊張を高めるであろう。核兵器の非人道性を知る被爆国が、断じて取ってはならない道である。

その意味で、安保政策のすべての側面において核兵器への依存を廃した第3条1(c)項は、非核地帯条約としては斬新なものであるが、日本にとっては当然の条項で

ある。

被爆体験の伝達義務

第三の特徴は、前文に書いてあるように、東北アジア非核兵器地帯は、広島、長崎を含み、多くの被爆者が現存する地域において作られる初めての条約であることに起因する。そこで、地帯内国家に対する基本的義務として被爆の実相を伝え、核軍縮の緊急性を訴える義務を課した(第3条1(d))。

核軍縮教育を義務化した初めての条約だと言えるであろう。義務の具体化において何をするかという内容には、条約は触れておらず、地帯内国家の自主性に委ねられている。

エネルギー確保上の非対称問題

第四の重大な特徴として、第4条(原子力の非軍事的利用)項に述べられている「エネルギー協力体制の発展義務」がある。

前文で述べているように、東北アジア非核地帯条約の基礎として、1992年の「朝鮮半島非核化に関する南北共同宣言」と、1967年以来の日本の国是「非核三原則」がある。したがって、東北アジア非核地帯条約は、これらの到達点より後退してはならないであろう。その観点から問題になるのが、南北非核化宣言では核兵器不拡散の立場からウラン濃縮施設や使用済み核燃料の再処理(プルトニウム抽出)施設を禁止しているにもかかわらず、日本はすでに両者を重要なエネルギー政策の一環として利用していることである。

原子力エネルギーに関して、世論が二分されていることは日本においても韓国においても同じである。この問題の決着を一つの条約に託すのは無理であろう。モデル条約の眼目である地域安全保障の問題は、それ自身極めて重要かつ緊急の課題である。そこで、モデル条約では、結果として生じるエネルギー確保上の非対称問題を、善意の協調の精神で解決してゆくことを義務づけることにした。「安定的で持続的なエネルギー確保」を、地域的な課題として解決してゆく仕事は、それ自身膨大な作業を必要とする仕事である。朝鮮半島側からすれば、日本の施設の国際管理・共同使用という要求もあり得るであろうし、ロシア・ウラジオストクの余剰電力の利用への日本の建設協力という可能性、さらに非原子力エネルギーの共同開発など、さまざまなことが考えられる。もちろん、日本自身のエネルギー政策の転換もテーマとなる。

軍艦の寄港・領海通過

韓国のNGOから強く出されている主張は、核兵器を搭載する軍艦、航空機の寄港、一時通過を禁止すべきであるという主張である。この強い主張が、原則的主張という性格のものであるのか、政治のダイナミズムの中に置かれた争点から発生したものであるのか、日本の私たちはまだ充分には理解できていない。

94年の米朝枠組み合意の交渉過程において、北朝鮮側が米軍艦の非核化を強く主張し、米国が立ち入り検証を含めて、それに合意する寸前までいったという情報に

も私たちは接している。この文脈が今も生きている可能性もある。今しばらく、NGO間の対話を深めなければならない状況である。

日本では、とりわけ80年代、私たちは非核三原則との関係で、この問題に精力を注いで取り組んできた。現在も未解決の問題であるが、同じ主張を繰り返すのでは状況の打開は望めない。新しい具体性のある切り口を探るべきところに立たされている。一つの側面としては、情報公開法を用いて事前協議制に関する密約問題の究明を続けている。モデル条約は、その意味で、新しい切り口でこの問題に迫ろうとしている。つまり、日本政府が密約の存在を否定し、非核三原則のもとで米国に対して取っていると主張している事前通告・協議義務を、すべての近隣核兵器国を対象に明示的に義務づけようとしているのである(第3条c)。日本政府が反対できない形で非核三原則に法的拘束力を持たせる試みである。しかし、無害通行権の解釈との関係において、条文の文言には、いっそうの工夫の余地があると思われる。

ただ一方で、この問題を重要問題としてハードルを高くするのが得策かどうか、という判断も常に念頭に置く必要がある。現存の非核兵器地帯条約が、すべて解釈のあいまいさを残したまま成立させているところにも一つの智恵がある。

検証の問題

特集2

海から見る 北東アジア 非核地帯構想

問われる日本の非核三原則

都留康子(東京学芸大学)

はじめに

北朝鮮の核開発問題が北東アジアの安全保障の懸念材料となって久しい。問題視されているのは北朝鮮ではあるが、北東アジアとその周辺をみまわすと核兵器国である中国、ロシア、アメリカ、そしてアメリカと同盟関係にあり核の傘下にある韓国、日本があり、これらの国に囲まれた北朝鮮が安全保障上の脅威を感じ、同時に核開発の脅しという外交カードを手放したからしないのは、そうせざるを得ない状況を他国が作りだしているという側面も否定できない。周囲が核のよれいをまといながら、北朝鮮に対しては「おまえが持つと危険だ」ということにどれだけ説得力があるのか。そのように考えると、求められるのは朝鮮半島の非核化だけではなく、周辺国も含めた地域全体の非核化である。本稿では、北東アジア非核地帯を構想する上で直面せざるを得ない、核兵器搭載型艦船の航行、寄港問題に限定して考察するものである。

韓国のNGOと確認し合ったもう一つの残された課題は、モデル条約では未完とされている「管理制度に関する付属書(第8条c)第9条b)」を完成させることである。この付属書は、条約遵守に関する検証の問題を、技術的具体性を検討しつつ制度するものでなければならない。相互不信の強いこの地域で、どのような斬新な内容を工夫できるかが問われている。米軍基地における検証、もし寄港を禁止するとすれば、その軍艦における検証方法などが検討されなければならない。

モンゴル

モンゴルを非核兵器の地帯内国家として加えて、「フォー・プラス・スリー」にする可能性も、引き続いて検討に値する課題である。地理的に隣接しない「飛び地」の非核国家を含む条約になるが、モデル条約では、条約内部の分類上の「飛び地」に過ぎない。条約加盟七か国は隣接している。

この構成の利害得失については、情報に基づいた冷静な検討が必要である。国際的な非核地位を獲得しているモンゴルという積極的な非核政策の国を含めることは、間違いなく交渉推進にプラスの要素と考えられる。しかし、中央アジア非核地帯条約において障害となっていると伝えられるロシアの利害(緊急時の核兵器の陸上輸送の権利)など、ロシアと中国の狭間にある内陸国特有の問題が、新しく生じることが予想される。(梅林宏道)

1 非核兵器地帯とは

非核兵器地帯は、大きく次の二つの構成要件によりなりたっている。

地帯内の当事国が核兵器の開発、実験、製造、生産、取得、所有、貯蔵、輸送、配備などを行わない(ということ = 非核兵器国による核不拡散の約束)

核兵器保有国が地帯内の当事国に対して、攻撃や攻撃の威嚇をしない(こと = 核兵器国による消極的安全保証の約束)

既存の4つの非核地帯はいずれも、の本体条約とを規定する議定書が同時に存在する形となっている。しかし、が法的にカバーする領域と必ずしも一致するわけではない。たとえば、南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約)では、は付属書に添付された地図に基づき南太平洋を広く包含しているのに対して、議定書が規定するは条約の締約国に対して、と限定的な領域になっている。

このようにしての示す領域が違うということが何を意味するのか。非核地帯は、地帯内で核兵器国による核兵器搭載型艦船、あるいは放射性物質を輸送する船舶の航行、寄港までを禁止するものではないということである。もちろん、こうした問題に非核兵器国が無関心であったわけではなく、国際法上の無害通航権(後述)によって規律されない方法での外国船舶の自国領海¹⁾の通航を許可するかどうかを決定する自由をもつとの規定を条約においている。つまり、国際法によって規定された船舶通航制度がまず先にあっての各国の自由裁量ということに

なる。そこで次に、海の憲法とも言われる1982年に採択された国連海洋法条約（1994年発効）で船舶通航の問題がどのように規定されているかを考察する。

2 海洋法から見る軍艦航行規定

国連海洋法条約²では、国家領域として沿岸国の主権の及ぶ領海を12海里とし、さらに、領海の基線から200海里まで、沿岸国の生物、非生物資源に対する主権的権利を認める排他的経済水域（EEZ）が新たに導入されることになった。そして、その外側が公海である。公海は言うまでもなく、船舶通航の自由、上空飛行の自由が認められており、EEZにおいても、同様である。問題は国家の領域である領海において船舶通航、とりわけ軍艦の通航がいかに規定されているかということである。

2.1 領海と軍艦の無害通航権

一般に商船は、その通航が沿岸国に損害も危険も与えないものであるなら領海の「無害使用（innocent use）」が許されるといって「無害通航権」³の考え方が適用されてきた。しかし、軍艦については、軍事的行動が制約を受けないよう商船同様の無害通航権を主張する軍事大国と、当該沿岸国の許可または事前通告が必要であるとする沿岸国との間で論争があり、結局、国連海洋法条約では、軍艦の無害通航を直接的に扱う規定はおかれなかった。そのかわり、第19条1項で「通航は沿岸国の平和、秩序または安全を害さない限り無害とされ」とし、第19条2項で外国船舶が領海において行えば無害でない行為として、a)武力による威嚇、武力の行使 b)兵器を用いる訓練または演習 c)沿岸国の防衛または安全を害するような情報収集を目的とする行為などを列挙している。

ここで、第19条の1項と2項の関係を別個のものとするのか、それとも2項は1項の具体例とみるか解釈上の相違が存在する。具体例とみれば、2項に列挙されていない軍艦航行は無害ということになるし、別個に考えれば、2項に列挙されない軍艦でも無害とはいえないケースがでてくることになる⁴。

米ソは、1989年に「統一解釈」声明を出し、「軍艦を含むすべての船舶は、積荷、軍備、推進方法にかかわらず、国際法に従って領海の無害通航権を有し、その通航は事前の通告なしに許可を必要としない」とした。しかし、一方で、事前の通告や許可の要件を課す実行はまれではなく、国連海洋法条約の批准にあたってはいくつかの国がそうした宣言を行っており⁵、国際法上、軍艦の領海の無害通航権問題は決着がついていない。

2.2 国際海峡⁶の規定

かつて領海3海里の時代であれば、戦略上重視されていた主な国際海峡において、両岸沿岸国の3海里領海部分をさしひいても真ん中に公海としての部分が残り、上空飛行、船舶の自由航行には影響を及ぼすものではなかった⁷。ところが、国連海洋法条約の策定過程で、領海を12海里とするとの趨勢ができあがってくると、米ソを中心とする軍事大国は、国際海峡が領海化することに

よって、軍艦の無害通航の規定が曖昧なまま沿岸国の恣意的判断にゆだねられる危険性、さらに、航空機の上空飛行、潜水艦の潜水航行が認められなくなることをおそれ、無害通航より自由な通航を国際海峡に確保する制度の創設を目指した。このようにして、領海の12海里を認めるのと引き換えに、国際海峡に導入されたのが、「通過通航」という新たな制度である。

具体的には、公海またはEEZの一部と公海またはEEZのほかの部分との間の国際海峡について、「海峡の継続的かつ迅速な通過のみのために、航行および上空飛行の自由をこの部の規定に従って行使すること」である⁸。公海の自由航行と無害通航権の中間にあたるものと考えられており、この制度によって航空機の上空飛行は可能となり、解釈上、潜水艦も浮上しないまま通航が可能となった⁹。沿岸国に対しては、通航路の指定や汚染の防止などのために法令を制定できるとしているが、一方で、沿岸国は国際海峡の通過通航を停止してはならないとの規定も設けられた¹⁰。

3 日本の実行と非核三原則

日本は非核三原則を国是としているが、「持ち込み」に関しては、日米間での密約説が常にささやかれてきた。しかし、少なくとも公的には、核兵器搭載艦船について領海における無害通航を認めないという立場を1968年以来表明しており¹¹、1996年の国連海洋法条約の批准に際してもその点は確認されている¹²。

一方、日本は、1977年、領海を12海里とする領海法を制定したが、その付則において、宗谷、津軽、大隈、対馬海峡東水道、西水道の5海峡については3海里で凍結することとした。その理由説明としての政府見解は、当時国連海洋法会議において、国際海峡の通航に関する規定として、先に述べた通過通航制度に見られる一般領海の無害通航制度に比べてより自由な通航を認める制度を導入する方向で審議が進んでおり、その解決を待つことが望ましいとするもので、当面現状を変更しないと、今日にいたっている¹³。領海を3海里にしたということは、その中央に通航の自由が認められる公海部分を残したということであり¹⁴、軍艦、とりわけ核兵器搭載艦船の通航が問題とされない仕組みが整えられたことになる。領海をすべて12海里としたうえで5海峡を国際海峡とすれば、通過通航によりその通航が「継続的、迅速な通過」である限り禁止しえないことになり、非核三原則により否定されている核兵器搭載艦船の寄航や領海通航問題との整合性の問題が顕在化する。あえて公海部分を残したこのような措置に関して、非核三原則の問題とは関係がないと先の政府見解が締めくくられている事実は、逆に日本の周辺海域での核兵器搭載艦船の実体に疑念をもつのに十分であろう。

おわりに

北東アジアの非核地帯構想の難しさは、この地域がいまだ冷戦が終わっていない状況にあり、核兵器国がこの地域の海を利用し安全保障政策を展開させているという点にある。そして、そんな中で非核地帯の領域をど

のように規定すれば、実効性があり、核兵器国も含めすべての関係国に合意が可能になる内容となるかということに大きな問題がある。本誌『核兵器・核実験モニター』が紹介している「モデル東北アジア非核兵器地帯条約（案）」では、韓国、北朝鮮、日本を地帯内国家、ロシア、アメリカ、中国を近隣核兵器国と別カテゴリーに置くことでひとつの条約に包含するというこれまでの非核地帯条約にない形式をあえてとっている。そして、非核地帯としての海の領域は、領海までであり、その結果、領海を越えての核搭載艦の航行には触れられていないが¹⁵、核兵器搭載艦の寄港、領海通過については、厳密に地帯内国家への事前通告、許可を規定することによって、核兵器国および核の傘下にある韓国、日本と北朝鮮の合意可

- 注)
- 1 領海とは、海岸基線から最大12海里までの海域で、その上空、海底およびその下に当該沿岸国の主権が及び国家領域である。
 - 2 条約規定については、小田滋、石本泰雄編『解説条約集』(第10版)三省堂、2003年を参照。
 - 3 無害通航権の認められる領海も、航空機の上空飛行や潜水艦の潜水航行は認められていない。
 - 4 山本草二『海洋法』三省堂、1992年、125 - 128頁。
 - 5 事前許可を求める国として中国、アルジェリア、クワアチア、サウジアラビア、イエメンなど、事前通告を求める国内法を制定している国として、バングラデシュ、デンマーク、インド、ミャンマー、パキスタン、韓国などが挙げられる。
 - 6 一般的に、二つの海を結ぶ、海岸が向かい合った狭い海域を海峡という。国連海洋法条約では、国際海峡として、公海またはEEZの一部分と公海またはEEZのほかの部分との間にある海峡、公海またはEEZの一部と他の国の領海との間の海峡を示し、かつ国際航行に使用されているものとしている。
 - 7 たとえば、ジブラルタル海峡、マラッカ海峡は8海里、ホルムズ海峡は21海里である。
 - 8 第39条1項では、通過通行中の船舶、航空機の義務として、遅滞なく通過することや、武力による威嚇、武力行使を差し控えることなどが規定されている。
 - 9 第39条1項では、「通常の方法」以外の形での通航は禁止されているが、潜水艦は潜水通航が通常の方法であることからこのように解される。なお、公海またはEEZの一部と他の国の領海との間の国際航行に使用されている海峡など、無害通航の制度が適用される場合もある(第45条)。
 - 10 領海の場合は、自国の安全の保護に不可欠の場合に、無害通航を一時的に停止することができる(第25条)。
 - 11 国連海洋法条約の前身に於ける領海条約の加盟に際しての三木外相の答弁(1968年4月17日)第58回国会・衆議院外務委員会議録第12号、17頁。

能な最低ラインのすれあわせを試みたものと思われる。しかし、このモデル案のような合意ができるほどに、北東アジア地域に信頼関係、対話が存在しないのが現状である。結局、実際の危機がある状態での非核地帯創設は、その交渉段階から困難に直面していると言わざるを得ないであろう。日本は、既存の非核兵器地帯では必ずしも想定されていない核兵器の持ち込みをも禁止する「持ち込ませず」を非核三原則によって標榜しており、何らかのイニシアチブをとることが期待されよう。現実には、政府側からの具体案が出されないのがなぜなのか、改めて問う必要がある。まさしく非核三原則の実体と真価を問われる場面に直面しているということである。

- 12 第136回国会・衆議院外務委員会議録第7号(その1)28頁。なお、先に述べた第19条1項と2項の関係については、「沿岸国が平和、秩序または安全を害すると判断しうる場合は、第19条2項に列挙された事項に限らない」としているが、軍艦すべてに無害通航権を否認する立場にたっているかどうかは明確ではない。
- 13 第80回国会・衆議院予算委員会議事録第12号、5頁。
- 14 津軽海峡 10海里、宗谷海峡 23海里、大隈海峡 16海里、対馬海峡西水道 23海里、対馬海峡東水道 25海里となっており、領海12海里とすると対馬海峡東水道を除いて、すべて領海化されることになる。
- 15 1995年に締結された東南アジア非核地帯条約(バンコク条約)では、本条約と議定書の適用範囲が、締約国の大陸棚、排他的経済水域までとなっている。条約本体はすでに発効しているが、核兵器国はいずれも議定書に署名さえ行っていない。アメリカは、議定書の適用範囲が広がった結果、核兵器搭載艦船の自由航行が妨げられること、沿岸から200海里にも及び地帯内での核兵器の使用禁止は、そこから当該非核兵器地帯以外への使用も禁止するところとなり、アメリカの核抑止政策を阻害する要因となる点を問題としている。前者の問題については、条約上、いかなる規定も、国連海洋法条約に基づく権利、特に公海の自由や無害通航権を害するものではないとの規定をいっている。問題がないようにも思われるが、後者の問題については近年アメリカ軍の再編成にともなう原子力潜水艦の増強がおこなわれているという現実があり、議定書をめぐって核兵器国との協議が行われている。アメリカの反対理由について、Erik A. Corneillier, "Comment: In the Zone: Why the United States Should Sign the Protocol to the Southeast Asia Nuclear-Weapon-Free Zone," Pacific Rim Law & Policy Journal, Vol12, 2003, Januaryなどを参照。なお、冷戦終結後アメリカは、通常では水上艦船や潜水艦に核兵器を搭載しないとの政策変更を行っている。

「不拡散」安保理決議 修正され採択

本誌前号で解説した「核・化学・生物兵器とその運搬手段の国家以外の主体への拡散」を阻止するための安保理決議が、多くの抵抗にあって修正された後に、4月28日に全会一致で採択された(安保理決議1540)。重要討論は国連広報に紹介されている。

理事国の各国とも決議の趣旨には反対ではないが、不拡散の要求一色で軍縮義務への言及がないこと、国内法の制定・執行を強要し、不順守を理由に強権的な制裁につなげかねないこと、などへの懸念が強かった。

結果的に、軍縮義務の再確認や平和目的の活動を阻害しないことなどの確認を各所に明記した。また、性急な報告義務の期限や委員会の設置期間を緩和するなどの改善が行われた。しかし、武力制裁につなげることの可能な国連憲章第7章に基づく決議によって、国内対テロ不拡散の法制と法執行を義務づけたことは重要な意味があり、今後運用のあり方を警戒しなければならないであろう(梅林宏道)

- 注)
- 1 国連プレス・リリース、SC/8070、04年4月22日。

世界平和アピール七人委員会も 「6カ国で東北アジア非核地帯を」

核兵器をはじめとする大量破壊兵器の廃絶や紛争の平和的解決を求め、1955年から96年まで71回にわたり国内・国外にアピールを発してきた「世界平和アピール七人委員会」が、昨今の安全保障環境の危機的状況を受け、活動を再開した。NPT準備委員会が始まった4月26日には、2つのアピール文が発表され(以下参照)英語版は会議開催中のニューヨーク

国連本部内で私たちが配布した。核廃絶に関するアピールは、「北朝鮮の核問題について検討している6カ国が、北東アジアを非核兵器地帯とすることに合意し、実現すること」を訴えた。(以下のアピール文では「注」を省略した。注を含めた全文(日・英)および「七人委員会」に関する詳細はピースデポのホームページ(www.peacedepot.org)に掲載した。)

武力行使・敵対行為の犠牲になる市民の安全の擁護と紛争の平和的解決を求めるアピール

2004年4月26日
世界平和アピール七人委員会

イラクとパレスチナにおける紛争は混迷の度を加え、子供を含む市民がおびただしく犠牲となり、多くの市民の拘束・隔離が続いています。この事態を黙視することは許されません。

私たち世界平和アピール七人委員会は、日本国内および国際社会に対し、以下の通り訴えます。

1 武力行使・敵対行為の犠牲になる市民の安全の擁護を
非国家組織によるか、国家によるかにかかわらず、市民を無差別に殺傷し、拘束・隔離する一切の軍事暴力を即時停止し、人権擁護・法の支配・民主的統治の推進を重視する人間安全保障の原則⁽¹⁾に従うことを求めます。私たちはすべての国家に、この原則に違反する一切の政策を放棄することを求めます⁽²⁾。

特に、米国主導のイラク占領軍によって、ファルージャなどで展開された軍事的威嚇および制圧行為が二度と繰り返されないことを求めます。

2 紛争の平和的解決への国連の役割の強化を
国連憲章第2条3 Aは、すべての加盟国が、国際紛争を平和的手段によって解決し、武力による威嚇または武力の行使を慎まなければならないとしています。これは、戦争放棄と紛争の平和的解決を取り決めた1929年のケロッグ・ブリアン条約⁽³⁾の精神を引き継ぐものです。

イラクにおける混乱は、軍事力はなにも解決しないことを示しています。私たちは、全ての外国軍隊が撤退し、国連がイラク国民を助けることを求めます。

私たちは、国連と加盟諸国が、国際ならびに国内紛争解決のための手段としての、一切の戦争の放棄を宣言し、違反者に対する処罰を規定した新しい不戦条約を締結するよう訴えます。

3 平和憲法の先駆性の確認を
日本国憲法の戦力および交戦権の否認と、コスタリカ憲法⁽⁴⁾の常備軍の禁止は、国連憲章とケロッグ・ブリアン条約に沿った先駆的な行動であることを、国際社会が確認し、支持し、ハーグ平和アピール市民社会会議⁽⁵⁾も述べているとおり、他の国々がこれに続くことを求めます。

伏見康治 / 武者小路公秀 / 土山秀夫 / 大石芳野 / 井上ひさし
池田香代子 / 事務局長 小沼通二

核兵器への依存の即時停止と速やかな廃絶を求めるアピール

2004年4月26日
世界平和アピール七人委員会

人類は、第2次世界大戦直後の1940年代後半と、冷戦終結後の1990年代に、核兵器⁽¹⁾廃絶の好機を逸しました。その結果、世界はいまだ安定からほど遠く、核拡散の危険性が增大しています。

この状況の中、本日からニューヨークにおいて、2005年の核不拡散条約再検討会議に向けての準備委員会が開かれます。私たち世界平和アピール七人委員会は、日本国内および国際社会に対し、以下の通り訴えます。

1 明白に約束した核兵器の完全廃棄に向けての速やかな行動を

核不拡散条約上の核保有5か国は、2000年の再検討会議において明白に約束した核兵器の完全廃棄に向けて、2005年の再検討会議までに、小型核兵器を含めて、逆行できない計画の提示と行動を取ることを求めます。

2 核武装と核拡散に反対する明白な意思表示を
日本を含む核武装可能と見られている諸国と、イスラエル⁽²⁾など核兵器を保有していると見られている諸国が、核武装と核拡散に反対する明白な意思を表明し、行動することを求めます。

3 中東と東北アジアに非核兵器地帯を
私たちは、中東地域の混乱を憂慮し、イスラエルの核兵器保有を確認したうえで、速やかに中東地域を非核兵器地域にすることを、関係諸国と国連とに提案します。

私たちはまた、北朝鮮の核問題について検討している6カ国が、東北アジアを非核兵器地帯とすることに合意し、実現させることを訴えます。

いわゆる反テロ戦争のなか、中東と東北アジアにおいて、非核兵器地帯化についての交渉が開始され、実現されることこそ、平和に大きく資するものと考えます。

4 日本の核兵器依存政策の転換を
世界、なかでも東北アジアにおいて持続可能な平和な社会を確立するため、日本の政権が、いわゆる核の傘として、アメリカの核兵器を中心とした武力に依存している政策を放棄し、変更することを求めます。

伏見康治 / 武者小路公秀 / 土山秀夫 / 大石芳野 / 井上ひさし / 池田香代子 / 事務局長 小沼通二

04年版「日本の成績表」が完成

-- 非核地帯への外交努力は「D」

以下は、「核軍縮：日本の成績表」評価委員が作成した、NPT(13+2)項目に関する2004年度の日本政府の核軍縮努力に対する評価である。完成した「成績表」は、外務大臣あてに提出されたほか、核軍縮議員ネットワークの議員にも配布された。英語版は、NPT準備委員会で各国の外交官やNGOに手渡された。3年目となる今年(+2)項目「非核地帯の設立」は、昨年の「C」から「D」に下げられた。こ

れは主に、評価対象期間中に6カ国協議という新しい政府間交渉の枠組みが生まれ、「東北アジア非核地帯」構想を提案する好機であったにもかかわらず、日本政府の否定的態度が続いたためである。(評点の根拠となる豊富なデータが入った「日本の成績表」冊子(日・英、各一部500円)を購入希望の方はピースデポにご注文ください。)

評点の説明

- A: 「核兵器依存からの脱却」という日本にとって核心的課題にとり組んだ。あるいは、世界的な核軍縮に重要な貢献をした。
- B: 「重要課題」(「評価理由の説明」で下線を引いたもの)に意欲的に取り組んだ。
- C: 「課題」の一部にとり組んだ。
- D: 「重要課題」にとり組まなかったか、ど組みが極めて不十分であった。幸いにも、そのことが世界的な状況悪化の直接の要因にはならなかった。
- E: 「重要課題」にとり組まなかった。一部にとり組んだとしても、被爆国として活かすべき貴重な機会を活かさなかった。(したがって「重要課題」が設定されていない項目にはE評価はない。)

核軍縮：日本の成績表・2004

NPT(13+2)措置	2002	2003	2004	2005
1 CTBT早期発効	D	B	B	
2 核爆発実験のモラトリアム	D	D	D	
3 CDでFMCTの5年以内妥結をめざす作業プログラム	B	B	B	
4 CDに核軍縮を扱う下部機関を設置する作業プログラム	C	D	D	
5 不可逆性の原則	E	E	E	
6 保有核兵器の完全廃棄の明確な約束	E	E	E	
7 ABM条約の維持強化とSTART過程の促進	E	-	E	
8 米・ロ・IAEA三者構想の完成と履行	D	D	D	
9 「国際的安定」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」	D	D	D	
a 核兵器の一方向的削減	D	D	D	
b 透明性の増大	D	E	E	
c 非戦略核兵器の削減	D	D	E	
d 作戦上の地位の低減	D	E	E	
e 安全保障政策における核兵器の役割の縮小	E	E	E	
f 全核兵器国が参加する核兵器廃絶過程	D	D	D	
10 余剰になった軍事用核分裂物質の国際管理と平和転用	D	C	C	
11 究極の目標としての全面かつ完全軍縮	E	C	D	
12 ICJ勧告を想起した核軍縮義務の履行に関する定期報告	D	D	D	
13 検証能力のさらなる開発	D	D	D	
+1 法的拘束力のある消極的安全保証	D	E	E	
+2 非核地帯の設立	D	C	D	
全体平均	D	D	D	

CTBT = 包括的核実験禁止条約、CD = ジュネーブ軍縮会議、FMCT = 兵器用核分裂物質生産禁止条約、ABM条約 = 対弾道ミサイルシステム制限条約、START = 戦略兵器削減条約、IAEA = 国際原子力機関、ICJ = 国際司法裁判所

総評:

今年の評価においては、随所で日本の米英によるイラク攻撃支持政策がマイナスの影響を与えた。軍縮担当部署における課題への努力があるにもかかわらず、政府が国連システムを無視した攻撃を支持したことによって、その努力がより大きな政治方針で否定される場面が見られた。

このことは、日本の核兵器廃絶努力において、官僚レベルだけでなく、政治レベルの努力が重要であることを明確に示している。ひいては、国会議員がもっと関心を持ち、政治を動かさなければならないことを示している。

昨年に続いて、米国のブッシュ政権が進める長期的な核兵器政策に対して、日本政府が、国民世論を反映した批判と働きかけを行ったかどうか、もう一つの重要ポイントであった。この点においてはまったく改善が見られなかった。

軍縮庁などの構想を含め、日米安保への配慮をも包含することのできる上位の軍縮政策部署が設置されるべきであると痛感する。また、政治主導のもとに軍縮に取り組むスタッフをもっと増加すべきである。

「東北アジア非核地帯」構想に関連して注目したいのが、6者協議の議長国として北朝鮮核問題の平和的解決への積極姿勢を見せるなど、昨今、国際的な不拡散分野での存在感をアピールしている中国の動きである。中国政府の「ねらい」はどこにあるのか。以下、不拡散政策をめぐる最近の動向をまとめた。

中国、不拡散へ国際協力を強化

周知の通り、近年、大量破壊兵器(WMD)拡散問題に対する国際社会の関心が高まっている。北東アジアでは2003年10月以来、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核・ミサイル問題を主要議題とする6カ国協議が2回開催されている。こうしたなかで注目されるのは、同協議の議長国である中国が、WMD不拡散分野の国際協力を重視する立場を強調しつつ、プッシュ政権の下でWMD不拡散外交攻勢を強めている米国の立場に歩み寄り姿勢を垣間見せていることである。

「不拡散白書」

2003年11月3日、中国政府は『不拡散政策および措置に関する白書』を発表した。この文書は、従来の中国政府のWMD拡散問題への取り組みを国内外に説明することを意図したものであり、その内容に新味はない。ただ、輸出管理に力点が置かれている点は目を引く。より具体的に言えば、『白書』はWMD不拡散に関する国際条約や合意、多国間体制と中国の関わり、輸出管理に関する国内法制度の説明にかなりの紙幅を割き、輸出管理を通じてWMD不拡散に努める姿勢を強く打ち出している。このような態度表明が、米国内において中国の輸出管理の実行状況がしばしば批判的的となり、中国企業が米国内法の制裁対象となってきたという事情を意識したものであることは想像に難くない。また、プッシュ政権が後述の拡散防止構想(PSI)のような新たなWMD不拡散策を追求していることへの配慮も看取できなくはない。

しかし、その一方で『白書』には、プッシュ政権の単独行動・強硬路線を警戒する中国政府の立場にもじみ出ている。中国にとって不拡散の基本的な目的は、「国際及び地域の平和と安定を守り、促進すること」である。全ての措置はこの目的を達成することに貢献するものでなければならない。「単独行動主義と二重基準は捨て去られなければならないし、国連を重要視して、十分に活動させるべきである」との考えが示されているのは、その証左である。これは、WMD問題を理由にアメリカ率いる「有志連合」がイラクに戦争を仕掛けたことを想起しつつ、6カ国協議の議長国として、北朝鮮の核・ミサイル問題をあくまでも平和的に解決することを目指している中国政府の立場を反映したものともしよう。少し別の角度

からみれば、中国政府は、WMD不拡散に熱心に取り組む姿勢を示すことで、6カ国協議における発言力の強化を図っているようにもみえる。

輸出管理体制に加盟へ

ともあれ、中国政府は『白書』発表後、核兵器および弾道ミサイル不拡散のために既存の多国間輸出管理体制との連携を強化する方向で外交活動を具体化させている。すなわち、中国政府は、2004年1月26日、核供給国グループ(NSG)への加盟を正式に申請した。また、これに先立って03年9月、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)への加盟を希望する書簡を提出し、04年2月10日には初の加盟交渉を行っている。それまでも中国政府は、00年11月にMTCRのガイドラインに沿って行動する意志を表明し、02年8月には政府の許可を必要とするミサイル関連汎用品目のリストを発表していた。中国外務省の報道担当官はMTCR加盟について、WMD問題での「国際協力を強化したい中国の意向を示している」と説明している¹⁾。

さらに中国政府は、2003年5月以来プッシュ政権が主張しているPSIとの連携を水面下で進めているようである。PSIは、WMDや弾道ミサイルの関連物質・技術の不正な輸出・移転を、船舶や航空機に対する臨検などによって阻止する構想である。北朝鮮、イランをはじめとする「拡散懸念国」による核・ミサイル輸出を念頭においているが、個人やテロ集団のような非国家主体へのWMD拡散の阻止策という性格も併せもっている。現在、日本を

核供給国グループ(NSG)とザンガー委員会

国際的な輸出管理を通じた核不拡散のための国家グループ。

NSGは、1974年のインドの核実験を契機として、1978年に核関連物質および技術の供給国によって設立された。平和目的で輸出された核関連物質や技術が核兵器の製造に利用されることを防止するために、各国の輸出管理を調整するためのガイドラインを採択している。これは法的拘束力のない「紳士協定」であり、参加国は各国の国内法令等に基づいて、ガイドラインに沿った輸出管理や保障措置の適用を行っている。ロンドン・クラブとも呼ばれ、2003年10月末現在、40カ国が参加している。

ザンガー委員会は、NPT第3条2項に規定する輸出管理の対象となる核物質、施設および資材の具体的な範囲について協議するために1970年に設置された合議体であり、核不拡散条約(NPT)輸出委員会としても知られている。74年に同条項に従ってIAEAの保障措置が適用されなければならない品目のリストを作成した。参加国政府の申し合わせを尊重し、国内法令などに基づいて輸出管理を行っている。2003年10月末現在、35カ国が参加している。中国は1992年にNPT加盟国となり、1997年には同委員会にも参加している。

NSGは原子力専用品および汎用品、ならびに関連技術を輸出管理対象品目としているが、ザンガー委員会は原子力専用品のみを輸出管理の対象としている。また、NSGは輸出の際の条件の一つとして受領国におけるIAEAの包括的保障措置の適用を要求しているのに対し、ザンガー委員会は、輸出される核物質等に対し保障措置が適用されればよいとする。

含む西側先進国14カ国が「中核メンバー」となり、PSI運営の中心的役割を担っている。こうしたなかで中国は現在までPSIへの参加は見合わせているが、2003年夏、米国政府からの情報をもとに、北朝鮮による核関連物質の輸入を阻止していたことが報じられている²。朝鮮半島の非核化に向けた中国政府の強い決意と断固たる姿勢を北朝鮮側に示すことを意図した行動であったと考えられる。

米、朝への外交

以上のようなWMD不拡散をめぐる中国の動向からは、WMD不拡散をめぐる米中間で軋轢を生むことを回避しつつ、北朝鮮の核・ミサイル問題を平和的解決に導きたいという中国政府の思惑が透けて見える。その意味で、当然のことではあるが、中国のWMD不拡散政策は中国政府なりの情勢認識と利害関心に根ざしたものであるといえる。ただ、中国政府の関心や動機がいかなるものであれ、国際社会にとって、中国が「信頼できる大国」としてWMD不拡散分野で国際協力を拡大し、輸出管理の実行状況を改善することは望ましいことであるし、6カ国協議を通じて北東アジアの地域安全保障に建設的に関与する姿勢を強めることも期待される。

さとは言え、留意すべき点もある。ブッシュ政権のWMD不拡散政策は、WMD不拡散とWMD軍縮を意図的に切

ミサイル管理レジーム(MTCR)

ミサイルならびにミサイル技術の不拡散を目的とする多国間輸出管理体制。1987年に米国とその同盟6カ国によって設置され、2003年11月現在、33カ国が参加している。当初のガイドラインは射程300km以上、運搬量500kg以上のミサイルおよび関連汎用品・技術の移転を禁止するものであったが、今では射程や運搬量に関係なく、WMD運搬のためのあらゆるミサイルおよび関連汎用品・技術が規制対象とされている。NSGと同様に、国際法上の義務ではなく、各国の国内法令等に基づいて輸出管理を実施している。

り離すことを通じて、後者を国際社会における政策論議の後景に押しやり、その進展を停滞させる危険性をはらんでいるが、中国政府の『白書』においてもWMD軍縮にほとんど触れられていない。これは、WMD軍縮に関する中国政府の立場の後退を予兆しているのだろうか。WMD廃絶に向けた軍縮の着実な進展こそがWMD拡散問題の真の解決の道であるという立場に立つならば、WMD軍縮に関して、中国政府がどのような政策や対応を打ち出していくのか、今後とも注視していく必要がある。(黒崎輝、見出しは編集部。)

注)

1. 共同通信、2004年2月13日。
2. 『朝日新聞』、2004年2月21日。

報告とお礼:ピースデポの海外派遣カンパでNPT会議に参加して

国際政治の矛盾と課題の大きさ

石田恭子

この度は、NPT再検討会議第3回準備会合への参加というひじょうに有難い機会を与えてくださいましたことを、ピースデポおよび会員の皆様に心より感謝申し上げます。

NPT会議は、「核保有国」と「非核国」という不平等性の上に成り立つ世界の縮図であり、国際政治の矛盾を露呈する生々しい現場であると感じた。会議では、「核保有国」の軍縮および「非核国」の不拡散ばかりが焦点となる。「持たざる国」が「持てる国」を動かすというのは容易ではない。構図と義務をより明確にするために、会議の席は「核保有国」と「非核国」を分けてはどうかと思った程だ。参加を重ねるうちに理解したのが、NGOや一部の各国代表団、国連職員の間では「米国の核軍縮をどうするか」が暗黙の了解であり、それがこの会議の内なる真のテーマであるということだ。しかしさらに推し進めて考えると、「米国が核軍縮を進めない」と責めることはたやすいが、むしろ米国の核の傘に依存し、それを支える私たち自身の社会体制や責任が、実は問われているということである。

NPT会議における日本の被爆国としてのプレゼンスの大きさにも感銘した。その一方で、アジア出身のNGOがNGOのワークショップで、「日本が現在軍事大国化していることや、過去の戦争責任、アジア諸国への近年の経済進出による弊害」といった負の側面について、他国の

NGOが被爆国の日本には遠慮して指摘しづらい状況だ」といった発言があったのは印象深かった。これは留意すべき観点だと思う。

またNPT会合全体のNGO/市民の活動として、問題の効果的アピールをより強化してはどうかと感じた。

例えば近年のイラク戦争について、戦争開始の大義が大量破壊兵器の存在であり、戦争終了後にそれが発見されなかったという事実は、根本的に核軍縮・不拡散の問題とひじょうに絡んでいる。しかし、あまりこれに関する議論が聞かれなかったのは意外だった。NPT会議を通じ、例えばこうした時事問題と絡めて外に向かい広くアピールをすることも、核軍縮の課題を訴えるという意味で、タイミング的に効果があったのではと感じた。

また、日本からだけでなく、世界数箇所から核被害の事例が会議においてより多く報告された方が、効果的となるのではと感じた。核実験が行われた太平洋諸島からの参加がたった1名であり、こうした国々はその被害を訴えるにも参加する費用に事欠いている。先進国NGOが協同で参加の支援強化をしてはどうかと感じた。

最後に、会議では核の平和利用という文脈で原子力発電が推進されかねない危惧もNGOの間で広まっている。こうした問題への取り組みも重要であると考えた。

課題は実に多いが、今回の貴重な経験をもとに、今後少しでも自分自身の活動につなげていければと願っている。

2004年4月26日から5月7日まで、核不拡散条約(NPT)再検討会議準備委員会がニューヨークの国連本部で開催された。3回目となる今回の準備委員会における最大の課題は、これまでに開催された準備会議の結果を踏まえつつ、2005年の再検討会議に向けた実質的な「勧告」を含む最終報告を作成することであった。会議についての詳細な報告と分析はあらためて掲載したいが、今号では「速報」として、以下に英・アクロニウム研究所のレベッカ・ジョンソン氏によるレポートの一部を紹介する。

混乱と怒りのなか、ニューヨークのNPT会議が閉幕

2004年5月8日

レベッカ・ジョンソン(英・アクロニウム研究所)

2004年5月7日金曜日の午後8時頃、2005年NPT再検討会議に向けた第3回準備委員会は、2005年再検討会議の開催を可能にする最低限の合意を含む、最終報告書の部分的な採択のみをもって、混乱のなか幕を閉じた。締約国は、暫定議題や背景文書等の重要な問題についての決定を下せなかった。これは、主として、米国代表団が、新局面を開いた核軍縮に関する13項目の行動計画を生んだ2000年再検討会議における全会一致の最終文書に反対し、それらへの言及を最小限にするという態度で臨んだことに起因する。フランスと英国が積極的にそそのかし、他の核兵器国が喜んで同調するなかで、米国は「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」を行った2000年会議の誓約を脇にはずすことによって、NPTの歴史を書き換えたいと望んだ。これとは対照的に、他の大部分の国は、2005年再検討会議が、画期的な2000年合意および1995年再検討・延長会議における決定事項と決議の両方に基盤を置いたものになることを望んだ。

インドネシアのスジャトナン・パルノハデンノグラ大使が議長を務めた今回の会議は、当初から難航が予想されていたが、CTBTや2000合意に言及したものをすべてに対する米国のイデオロギー的妨害により、さらに一層困難なものとなった。1995年と2000年の会議においてキープレイヤーであった非同盟諸国は、しばしば南アフリカを急先鋒としながら、実に多くの西側非核兵器国が歩み寄って、最低水準の公約数で取引に応じる姿勢を見せたにもかかわらず、屈服を拒否した。特記すべきは、時間の経過、さらなる協議、そして最も重要なものとしては、11月の米国における体制変化の可能性と関連した「より建設的な政治環境が、2005年会議開催前に合意を到達可能にするのではないか」という希望のもと、会議の動議において、相当数の締約国が、問題の「好転を待つ」ことを望む姿勢を示したことである。

会議全体を通して、多くの意見表明がなされたが、論

争したり妥協したりする意欲は皆無に等しかった。繰返しばかりで新味のあるアイデアはほとんどなく、どんよとした2週間の議論の末に、最終日は、大多数は英語を話したが2人の外交官がフランス語を主張、混乱した一連の決定が通訳なしで行われるという結果的には茶番劇にも等しいような険悪な混乱の場と化した。準備委員会は、議論が非公開セッションで行われた場合は、最終会議は公式決定が正しくなされるために一般公開とされるという規定を遵守することさえできなかった。

この長い一日、アクロニウム研究所は、市民社会団体の他の仲間とともに会議室の外に待機し、煙草やコーヒーを求めて行き来するフラストレーションの溜まった外交官たちから情報を集めていた。NGOの会議へのアクセスに関する以前からの合意を台無しにしたまま、米国の妨害を乗り越えて暫定議題にたった一つの「しかし内容的には重要な「優れた節を滑り込ませるために文言を加えたり削ったりしながら、討議は堂々巡りをした。議長自身が筋道を見失っていると不満を述べたものもいたが、代表団の多くが筋道を見失っていたのは明らかだった。最終的に起こったことに関して報告がくい違っていることに示されているように、していることについての彼らの混乱ぶり、最終的な決定にまで及ぶものであった。

議長に選出されたブラジルのセルジオ・デュアルテ大使は、何が決定されたのか、そして、再検討会議が2005年5月に動き出すための条件を作っていくために来年に向かって何をすべきか、ということに関して全体が明らかになるまで、しばらく待たなければならないだろう。確かに、準備委員会は、実質的な勧告に関しては合意に至らず、また、会議の議長総括を付属文書とすることを拒否した。議長総括は、権限を持たない、単なる議長の作業文書にすぎないにもかかわらず、木曜日の夜遅くに公表された議長総括は、過去のものと同様、米国、イランを含むいくつかの国からの批判の対象となった。カナダは、この総括が条約の執行メカニズムの強化に関する構想に言及していないことに対して怒りを表明した。副議長によって提案された原子力エネルギーと保障措置に関するテキストが無視されているという不満も述べられた。議長の綱渡りの状況を物語ることであるが、総括文書が昨年のラズロ・モルナー・ハンガリー大使の議長総括と酷似しているという不満が聞かれる一方で、非同盟諸国の文書のような批判も受けた。インドネシアは非同盟諸国の中核をなすメンバーである。

しかし、2005年会議の開催に必要な決定を下すことさえできないのではないかと切羽詰った状況であることを締約国が認識するにつれ、議長総括は副次的な問題に過ぎなくなり、重要でなくなっていく。さまざまなやり取りの末、暫定議題、背景文書、下部機関といった、より重要な問題を扱った報告書の論争部分は、合意された報告書の骨子とともに送られる議長の作業文書の中に入れられることになるようである。(後略)

(訳:ピースデポ)

NATOさらに東方拡大

--「隠された動機」に ロシア警戒

接近と離反の前史

ソ連崩壊後の1990年代、ロシアは依然として強大な軍事力を有する一方、政治的には不安定な状況を示していた。ロシアに近接する中・東欧およびバルト3国(ラトビア、エストニア、リトアニア)は、北大西洋条約機構(NATO)に東方拡大を要請した。97年7月にマドリッドで開催されたNATO首脳会議でポーランド、ハンガリー、チェコの加盟が承認され、99年3月に正式加盟が実現した。同年4月に首脳会議がワシントンで行われた時点では、NATOはコソボ紛争の泥沼に入り込んでおり、旧ユーゴと深い関係を持つロシアとの緊張はソ連崩壊以降では最高潮に達していたが、この首脳会議では、NATO加盟への門戸は開放されているとの原則を確認した¹。他方、ロシアはNATO第二次拡大の動向を牽制した。すなわち、コソボ紛争規模の国境紛争が勃発した場合にカーニンググラード(バルト3国に隣接する)に侵攻したNATO軍を4発の核弾頭で制圧することを想定した大規模演習「ザーパド99」を99年初夏に実施したのである²。

NATOとロシアの政治的距離を埋めようとする努力もなされてきた。02年8月にはローマにおいてNATO・ロシア評議会が設置され、テロ問題等の共通する話題に関してロシアもNATO加盟国と同等の発言・議決権を有するようになった。

ロシア軍部が抱く不信感

02年11月のプラハでのNATO首脳会議では、ワルシャワ条約機構の加盟国であったルーマニア、ブルガリア、スロバキア、および旧ユーゴ構成国のスロベニアと並んで、バルト3国もNATOに加盟させることが決定された。04年4月2日、前述の7か国がNATOに正式に加盟した(加盟国数は26か国)。

7か国のNATO加盟式典が行われた4月2日から、リトアニア北部シャウライ近郊の空軍基地を拠点として、NATO軍機によるバルト3国の上空警戒が開始された。同空軍基地は旧ソ連時代から存在し、戦闘機の他に大型輸送機等の離着陸も可能であり、ロシア領内への侵攻拠点とすることもできる。03年11月からは、ラトビアのアウトリニにおいて、米国製軍事用レーダーがロシア空軍の展開するレニングラード軍管区(司令部サンクトペテルブルク)を監視している。ロシア軍参謀本部第1次長バルエフスキー大將は、「バルト3国のNATO加盟が即座にロシアへの脅威になるとは考えていない」と留保しながらも、航空機やミサイルを使用すればバルト3国からサンクトペテルブルクまでわずか数分の距離にあることを指摘した³。ロシア国防相セルゲイ・イワノフは「ニューヨーク・タイム

ズ」に寄稿し、その中で「特に、エストニア、ラトビア、リトアニアにNATOが大規模な軍事基地を建設することを決定するのであれば、ロシアの政治・軍事指導部には、それらの国々のNATO加盟を懸念するに足る理由がある。NATO拡大によって、ロシア領土を制御し、監視するための能力は増大しているのだ」と述べて、不信感を表明した⁴。ロシア人小説家ヴィクトル・イエロフエイエフはロシア側のメンタリティを比喩的に代弁した。「なぜヨーロッパは主としてかつてのソビエト帝国出身の国境警備軍(注:バルト3国はソ連に所属していた)の手を借りてロシアの前にバリケードを築くのか。かれら警備兵はロシア語とコムソモール青年団を未だに忘れておらず、パリ人やミラノ人にほとんど似ていないというのに。」⁵

対テロ戦争におけるNATOとロシアの協調

ロシアとNATOとの心理的距離が広まるように見える一方で、対テロ戦争遂行を大義名分として両者が協調する動きも見られる。例えば、4月5日には、米国ノーフォークで開催された対テロ戦争における軍事協力に関する会議では、NATOとロシアの専門家らによって、「テロとの戦闘、テロ事件への迅速な対応、国境を越えてのテロリスト活動の監視といった重要分野での協力を目的とした、ロシア軍およびNATO軍の能力向上」についての討議が行われた⁶。また、4月7日から8日にかけて、「テロに対する戦闘、および大量破壊兵器拡散の阻止」の分野での協力を促進する目的で、ベルギーのモンに所在するNATO軍作戦司令部にロシア軍の連絡事務所を設置するための文書がNATO事務総長とロシア国防相との間で交換された⁷。

ロシアのイワノフ国防相は「ブリュッセルのNATO指導部あるいは加盟各国の政府はロシアの懸念を軽減するためにほとんど努力してこなかった」と非難していたのだが、NATO事務総長デホーブス・ヘッフェルはリップサービスを行って、ロシア側の不安を払拭しようと努めた。「私は、NATOが隠された動機を抱いていないことをロシアに納得してもらうことを自分の職務、責任であると考えている。NATOはロシアを必要としており、ロシアもNATOを必要としている。...われわれは危険な世界に生きており、われわれのみがこれらの問題を共同で解決することができるのだ。」⁸(大滝正明)

注)

- 1 「NATOの拡大」外務省ウェブサイト。02年プラハ首脳会議までの経緯について詳しい。
- 2 演習「ザーパド99」については、ニコライ・ソコフ「ロシアの新しい国家安全保障概念:核に関する角度から」(<http://cns.miis.eduからアクセス>)を参照。
- 3 「バルト3国、NATO加盟 露、丸裸を警戒」『産経新聞』電子版 04年3月22日。
- 4 「NATOが拡大するときロシアの不安も増大」『ニューヨーク・タイムズ』電子版 04年4月7日。
- 5 「西側が背後に唾棄する」『ツァイト』独紙 03年3月13日付寄稿記事。
- 6 「テロに関する第3回NATO・ロシア会議」NATO本部ウェブサイト(<http://www.nato.int>) 04年4月7日。
- 7 「NATOとロシア、軍事協力を強化」NATO本部ウェブサイト(<http://www.nato.int>) 04年4月16日。
- 8 注7に引用されたモスクワ・ラジオに対する談話。

専守防衛論議は深まらず

「戦時人道法」めぐる新しい論点が登場

【検証】有事7法案 国会ウォッチ(3月～4月)

本誌207号で、専守防衛政策堅持の観点からの徹底的な論議を期待した。ために、ウェブの「国会議事録検索システム」を使って3月1日から5月11日までの議事録を「専守防衛」をキーワードに検索してみた。「憲法調査会」をのぞいてヒットした会議数はわずかに9件。しかも、そのほとんどが、防衛庁長官がミサイル防衛を合理化する文脈で登場したものであった。

「米軍支援法案」でこの問題に接近したのは、質疑であった。「武力攻撃を受けた場合、日本は論理的には敵地攻撃をできるが、その能力はない。米国はその能力があるので敵地攻撃は可能」というのが政府見解である。

この敵地攻撃を含む米軍の行動に自治体や民間企業、労働者を動員するのが「米軍支援法案」の一つの側面である。では、この協力要請はどのような強制力を持って私たちのところに届くのか。それは、「あくまでもお願いであり

強制はできない」と政府が答弁したのが議事録である。武力攻撃事態という極限的狀況であっても強制的に自治体や労働者を動員することはできない。自治体や労働者の「戦争協力拒否」の可能性がそこには残されている。

「国民保護法案」をめぐって目を引くのは政府が批准を提案しているジュネーブ条約第1議定書の諸条項を巡る議論である。「無防備地帯」や「人口密集地への軍事施設の配置禁止」条項に対する政府の姿勢は否定的である。しかし、ここには国際法の規範によって軍の行動を規制することを通して、国民の生命を守るという平和運動の新しい主張の端緒を見ることができ(質疑、)

一方、石破防衛庁長官は、広島・長崎を引き合いに、「核攻撃による被害は局限できると、ミサイル防衛と核抑止力を擁護した。これに対して「日本原水爆被害者団体協議会(被団協)は抗議声明を発した。(田巻一彦)

国会議事録抜粋

質疑 米軍は9条の適用受けないので敵地攻撃も可能

(参・外交防衛委員会 4月27日)

小泉親司君(略)これまでの政府の説明でも自衛隊というのは、御承知のとおり敵地攻撃を行う事実上の能力は持っていない、それから核兵器を使用する核兵器は持っていない、当然のこととしてこれまでその点については、自衛隊は論理的に可能であっても現実的に可能性はないと。しかし、日米ガイドラインにおいては、米軍はやりつゝ機動打撃力を使用するものは米軍であると、これは日米ガイドラインと明確になっているわけですね。そうなると、機動打撃力の保持として個別的自衛権の行使、集団的自衛権の行使、こういうものの中に、私が質問しているのは敵地攻撃や核兵器の使用、こういうものが排除されているのか、しないのか。私は排除されるべきだというふうに思いますが、長官、そこをどうはっきりさせてください。(略)

国務大臣(石破茂君) 当然、その合衆国は日本国憲法第九条の適用を受けませんので、それは排除されないということでございます。法的に言えばそういうことに相なります。

日本国は、先生いみじくも御指摘になされたように、法的に駄目とどういふふう

であるわけではございません。少なくとも、明文的に書いてあるわけではありません。ただ、現在のところは能力的にそれを有していないし、それは合衆国の能力にゆだねるのだということももう何度も答弁をしております。(略)

質疑 自治体に協力を強制できない(衆-武力攻撃事態等への対処特別委員会 4月22日)

赤嶺委員(略)では、今度は、その五条の問題で、周辺事態法の表現との違いがあります。

先ほどでも申し上げましたように、「地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から行動関連措置に関し協力を要請されたときは、その要請に応じるよう努めるものとする。」ということですね。周辺事態法の場合は、「関係行政機関の長は、『国以外の者に』協力を依頼することができる。」国の側が「依頼することができる。」という表現になっていたんですね。ところが、今回の場合は、指定行政機関から協力を要請された地方公共団体や事業者は「要請に応じるよう努めるものとする。」このように規定されているわけですね。

周辺事態の方は国の側が、今回の場合は受ける側が「努めるものとする。」このように対応の問題により力点を置かれてこの法案が構成されているように考えるんですが、そ

の点はどのように説明いたしますか。

増田政府参考人(略)周辺事態法において、「依頼することができる。」という趣旨は、まさにこの周辺事態法の九条二項の場合には、国と事業者と申しますか地方公共団体等が対等の関係でお願いするという形なので、「依頼することができる。」という形でございます。ただ、今回も、例えば事業者との関係でいえば、基本的には対等の関係でお願いするという意味で、法的性格は同じだろうと思っております。

ただ、周辺事態といわゆる武力攻撃事態等が違いますのは、まさに、武力攻撃事態等と申しますのは、我が国が他国から武力攻撃を受ける、もしくは可能性のある、そういう事態でございます。そういう事態におきまして、国も地方公共団体も、また、国民の一人であります事業者においても、我が国を防衛するために協力していただくということを法律の趣旨としてお願いするというのが自然なことではないかと考えて、このような規定ぶりしておる次第でございます。(略)

井上国務大臣 まさに地方公共団体なり事業者に対して要請をいたしましたときには、その要請に沿うようにひとつお願いをしたいということでございます。そういう意図をより強くあらわしたということでありまして、だからといって、それが実現しない場合に罰則をもって担保するなんというふうなこ

は、それはやっていないわけでございます。
質疑 「無防備地帯」は国が決める
(衆・武力攻撃事態等への対処特別委員会・4月26日)
平岡委員 (略)ただ、これ(ジュネーブ条約)を批准したからといって、では、どう違ってくるんだ。いろいろな法案の中身が出てきていますけれども、必ずしもジュネーブ条約をそっくりそのまま受けとめていないんじゃないか、そんな懸念もあるわけですね。例えば一つが、無防備地区宣言というのがあつたわけですね。
(略)これは一九八一年ぐらいに報道された話ではあつたけれども、沖縄の前島というところで、そこにいた校長先生が、上海にいた経験を生かして、前島は軍隊を全然入れないでここは無防備地区という形でいくな、そういう位置づけの中で沖縄戦の中で全く被害を受けなかった、そういう経験があるわけですね。(略)
そうすると、たとえ政府のような立場に立ってみても、地方公共団体の首長が無防備宣言を出せないという立場に立ってみても、むしろ、地方の首長が政府に対して、あるいは権限ある者に対して、無防備地区宣言をぜひ出してくれというような要請をする権限というものをこの法整備の中でやっていったらいいんじゃないかというふうに思うんですけども、この点、井上大臣、どう

しょうか。
井上国務大臣 武力紛争の当事者というのはあくまで国であつますから、国がどうするか、そういうことと大きく絡むことだと思つた。いろいろな御意見があるかと思つたのであつたけれども、自治体が自治体だけの判断でやるというのは適当ではない、やはり国としてどうするか、無防備地区にするのかどうかというようなことを判断すべきだ、こんなふうに考えます。
質疑 平時は人口密集地に軍事目標を設けてもいい
(衆・武力攻撃事態等への対処特別委員会 4月20日)
長島委員 (略)ジュネーブ諸条約の第一議定書、ここにこういふことがあるんですね。(略)第五十八条「攻撃の影響に対する予防措置」といふことで、紛争当事国が遵守しなければならぬ、自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させるよう努めること、「人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けること」といふ文言があつます。つまり、軍民施設の分離努力をなさないと、これは私、勘違いしているわけではなくて、これは有事が起きたときの話だ、こういう話なんです、ところが、これは平時の努力も伴うんじゃないだろうか、こう思うんですね。それは、条約の解

釈上、どうなんでしょうか。今、日本にも、例えば市ヶ谷、これはもう民間の住宅に囲まれておられますけれども、あの市ヶ谷をまさに攻撃されたら民間の人たちが巻き添えを食らっちゃう、それから、普天間飛行場なんというのはまさに住宅の中にある。私の選挙区の横にある横田基地もまさに住宅街にあるわけですね、これは、本当にジュネーブ条約を貫徹するんだとすれば、やはり平素からそういう努力を行っていかないといいんじゃないでしょうか。(略)
川口国務大臣 この五十八条の(b)というのは、「紛争当事者は」と書いてあつて、「実行可能な最大限度まで」といふことを書いてあるわけでございます。したがつて、おっしゃられましたように、有事ということでございます、平時において締約国に対して義務を課すものではないということでありまふ。それから、武力紛争中にも、あくまでも紛争当事者に対して、実行可能な最大限度まで、攻撃の影響に対する予防措置をとるといふことを義務づけたということでございます。(略)人口の集中している地域ということと申しますと、これを定めているのは五十八条の(b)で、それは、攻撃を受ける側の「紛争当事者は、したがつて紛争が起こつたとき」といふことですけれども、「実行可能な最大限度まで」、「人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避ける」といふ規定に尽きるということとす。

声明

石破防衛庁長官のミサイル防衛発言にきびしく抗議する

2004年5月13日
日本原水爆被害者団体協議会

防衛庁長官石破茂氏は、去る4月22日、衆議院〈武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会〉において、大出彰委員の質問に対する答弁で、まず、第一に米国の核抑止力によって日本が守られるという趣旨の発言につづけて、つぎのように述べた。

石破長官答弁(議事録=衆院ホームページ=から抜粋)
「例えば広島で原子爆弾が落ちた、長崎で原子爆弾が落ちた、その後、米軍がやってまいりまして、詳細な調査をしております。私も、全文すべて読んだわけではございませんが、あの広島においても、あの長崎においても、爆心地の近くでありながら落命をされずに生き残つた方というのがたくさんおられる。では、どういう状況であれば核攻撃を万が一受けても被害が局限できるかということとは、私ども、同時に考えていかねばならないことでしょう。」
「したがつて、今全世界が努力をしている。わが国としてもBMDを持つ、そして核抑止力というものがきちんとワークするようにする。万が一、それでも来た場合にはどうやって局限をするかということも考えなければならぬ。それによって、本当に多くの人命というものを救うことができるし、…国民保護法制とは、まさしくそれを眼目とするものだとおもっています。」

広島・長崎の原爆地獄を生身で体験し、59年たったいまも「こころ」から「からだ」に深い傷を負って苦しんでいるわれわれ被爆者は、

防衛庁長官のこの一連の発言を聞いて見逃すことはできない。「原爆が落ち」ても「爆心地の近くでありながら…生き残つた方がたくさん」…ここには、あの劫火の中で助け出されるすべもなく生きながら焼かれた無数の死者たちへの思いはまったく見られない。爆心地付近にいた人の中に幸いに生き残つた人もいたにはちがいない。しかし、この人たちが「こころ」から「からだ」に深い傷を負っている。しかも、圧倒的な人々が焼き殺されたのだ。われわれは死者たちに代わつてこの暴言を糾弾する。原爆は、アメリカが落としたのであり、「落ち」たのではない。人々は人間の尊厳を奪われ、この上ない無残な姿で殺された。このことにまったくふれず、生き残つた人々がたくさんいたとすることは、悪魔の道具、絶滅兵器としての核兵器の本質を覆い隠し、核兵器が「使える」兵器であるかのような幻想を与えるきわめて危険な思想であつて、「ふたたび被爆者をつくるな」と、ひたすら核兵器の緊急廃絶を訴えつけてきたわれわれ被爆者にとって2重、3重の意味で許すことのできない暴論である。

石破長官はまた、ミサイル防衛システムを整備することで、「多くの人命」を救うことができるとし、これが「国民保護法制」の「眼目」であるとのべているが、これまた、われわれの絶対に容認できない思想である。ミサイル防衛システムとは、つきつめれば宇宙核戦争体制に他ならない。これが、被爆国日本の政府の一員の言葉であるとは、わが耳を疑いたくなる。このような人物が防衛庁長官の地位にあることそれ自体、由々しい問題であり、任命権者小泉首相の責任はきわめて重大である。

核戦争に生き残りなどあるはずもなく、核兵器によって国民を保護するということは妄想にすぎない。核戦争の危険から国民を守る道はただ一つ、核兵器のない世界をつくることである。われわれは、石破長官のこの発言にきびしく抗議するとともに、日本政府が「核による防衛」という危険な発想を放棄し、いまや世界を覆いつくそうとする核兵器廃絶の世界世論の先頭に立つことを要求する。

ニューヨーク派遣カンパ
合計320,229円
ありがとうございました。

石田恭子さんをニューヨークのNPT準備委員会に派遣する費用として、皆様から上記のとおり目標額の30万円を超えるカンパをいただきました(5月15日現在)。ご協力ありがとうございました。

日誌

2004.4.6 ~ 5.5

作成: 中原聖乃、中村桂子

IAEA = 国際原子力機関 / MD = ミサイル防衛 / MDA = ミサイル防衛局 / NPT = 核不拡散条約 / NYT = ニューヨーク・タイムズ / PCB = ポリ塩化ビフェニール / WB = ホワイトビーチ / WMD = 大量破壊兵器

4月6日 イランのアガザデ原子力庁長官、エルバラダイIAEA事務局長と協議。ウラン濃縮に用いる遠心分離機の製造や組み立てを9日に停止すると発表。

4月7日 北朝鮮の核開発問題を巡る日米韓3カ国の非公式外務省局長級協議始まる(～8日)

4月8日 カタールの衛星テレビ、イラクでの日本人3人の拘束を報じる。日本政府は自衛隊を撤退させない方針を主張。(4月15日、解放)

4月9日 自民、公明、民主3党、テロや大規模災害を想定した「緊急事態基本法」に関する協議会を開催、法案骨子の作成などについて合意。

4月9日 イラク・サマワで米憲兵隊員としての任務についていたNY州兵が記者会見。尿検査で劣化ウランによる放射能汚染が判明と公表。

4月12日付 北朝鮮の秘密の地下核施設で3個の核爆弾を見せられたとのパキスタンのカーン博士の証言がNYTで報道される。

4月13日 衆院本会議、国民保護法案など有事関連7法案と、改定日米物品役務相互提供協定(ACSA)など3条約について審議入り。

4月21日 イスラエルの核開発に関する機密情報を英紙に暴露し、国家反逆罪などで約18年服役していた元原子力技師パヌス氏が出所。

4月25日 小型核の研究解禁について、米国のWMD不拡散政策に悪影響を与えず、ロ・中との核軍拡競争を招く要因にもならないとの報告書を米国防務省などが3月にまとめていたと明らかに。

2005年を核廃絶へのターニング・ポイントに 市民の力で流れを作ろう

NPT再検討会議準備委員会 (4.26-5.7ニューヨーク)市民報告集会

- ・5月26日 <水> 午後6時半から
- ・総評会館 401会議室(地下鉄新御茶ノ水駅B3出口、徒歩0分)
- ・参加費 1000円(申込不要)
- 【報告】 中村桂子(ピースデポ)
梅林宏道(ピースデポ)
被団協(交渉中)

【討論】
2005年に向けた日本の運動をどう作るか

4月26日 横須賀の原子力空母配備問題について、沢田横須賀市長、原子力空母の配備に事実上反対の意向を表明する書面を川口外相あてに提出。

4月27日 ケイデッシュMDA局長、MDシステムについて、今年中に地上配備型の迎撃ミサイル約10基の実験配備を完了すると発言。

4月26日 2005年NPT再検討会議の第3回準備委員会、NYの国連本部で開催(～5月7日)。(本号参照)

4月28日 安保理、WMD不拡散に関する米国提案の決議案を全会一致で採択。(本号参照)

4月28日 米CBSテレビ、米兵がイラク人捕虜を虐待した証拠写真を放映。

4月29日 中国外交部の孔泉・報道官、北朝鮮の核開発問題に関する6カ国協議の作業部会を5月12日に北京で開催すると正式発表。

5月3日 四日市港管理組合、米軍艦船が入港する際に核兵器搭載の有無を国に照会するなどの対応マニュアルを作成、4月から運用を始めたことが明らかに。

5月4日 日本人拉致問題をめぐって日朝政府間協議が開催される。

5月4日付 北朝鮮の金最高人民会議常任委員長、いかなる相手にも核関連物質を売却しないと発言。英紙フィナンシャル・タイムズなど。

5月4日 第14回南北閣僚級会談、平壤で開催(～7日)

沖縄

4月6日 米海軍攻撃型原潜ラ・ホヤ、勝連町WB入港。同日出港。

4月7日 県、那覇防衛施設局に、普天間飛行場代替施設建設のためのボーイング地質調査と海象調査の公共財産使用協議への同意を正式回答。

4月9日 ボーイング調査の検討で、県が意見を求めた専門家の大半が環境への影響が大きいと指摘していたことが明らかに。

4月13日 稲嶺知事と県出身の与党国会議員、合同で政府に日米地位協定見直しを要請。

4月14日 勝連町WBに米陸軍事前集積艦フィッシャーが初寄港。

4月19日 那覇防衛施設局、名護市辺野古沖で普天間代替施設建設のためのボーイング地質調査と海象調査の事実上の作業着手。反対住民の座り込みが続く。

4月19日付 在沖米軍基地の使用済みPCB含有機器が3月末、那覇軍港から横浜経由で米本土に搬出されていたことが18日までに明らかに。

4月19日 米軍嘉手納基地の住宅地に近い北側滑走路で、F15戦闘機数機が繰り返し低空飛行。同日、戦闘機1機が滑走路に緊急着陸。

4月22日 日米合同委、国道58号に隣接する米軍嘉手納飛行場の土地一部返還などで合意。

4月26日 名護市議会、普天間代替施設建設のボーイング地質調査と海象調査に関し、「市民への説明意見書」案を否決。

4月26日 米国防兵站庁、在日米軍が保管していた使用済みPCB廃棄物はすべて搬出完了と明らかに。残留の「使用中」は1000トン超。

4月26-7日 嘉手納基地に、アラスカ州エルモンドルフ空軍基地所属のF15戦闘機12機と韓国烏山米空軍基地所属のA-10攻撃機6機が飛来。

4月28日 那覇防衛施設局、普天間代替施設建設のアセスメント作業の最初の手続きとなる方法書の広告縦覧を開始する。

4月28日 嘉手納基地に飛来しているA-10サンダーボルトII攻撃機4機がクラスター爆弾とみられる爆弾を装着して同基地を飛び立つ。

4月28日 警察庁記念官房審議官、衆院外務委で、95年-03年の米軍人刑法犯検挙件数について、半数を沖縄が占めたことを明らかに。

4月28日 日米合同委、米軍キャンプ瑞慶覧内の土地返還などで合意。

4月29日 ラムズフェルド米国防長官、訪米中の安倍自民幹事長らと会談。在沖米軍の駐留見直しについて、「県民感情を重視する」

今号の略語

- BMD = 弾道ミサイル防衛
- EEZ = 排他的経済水域
- IAEA = 国際原子力機関
- MTCR = ミサイル管理レジーム
- NATO = 北大西洋条約機構
- NPT = 核不拡散条約
- NSG = 核供給国グループ
- PSI = 拡散防止構想
- WMD = 大量破壊兵器

ピースデポの会員になって下さい。

新サービスとして『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。また、従来どおり紙でも受取れます。会員には、『モニター』『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報の利用等に優遇されます。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁): 会員の方に付いています。「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、石田恭子、大澤一枝、大滝正明、黒崎輝、田巻一彦、津留佐和子、都留康子、中田眞里子、中原聖乃、中村和子、梅林宏道